### 令和2年度第9回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和2年12月14日 場所 コミュニティセンター未来館 2階 集会室

#### 令和2年度第9回東北町農業委員会総会

- 1. 開催場所 コミュニティセンター未来館 2階 集会室
- 2. 開会日時 令和2年12月14日(月) 午後1時30分
- 3. 閉会日時 令和2年12月14日(月) 午後2時19分
- 4. 出席農業委員(14名)

	1番	乙	部	繁	作	君	2番	竹	内	勝	子	君
	3番	大 坂		實	君	5番	木	村	豊 =	三郎	君	
	6番	小里	予寺	正	八	君	7番	甲	地	武	彦	君
	8番	蛯	名	修	$\stackrel{-}{\longrightarrow}$	君	9番	甲	地	俊	隆	君
1	0番	蛯	沢	清	子	君	11番	沼	尾	京	子	君
1	2番	蛯	名		勲	君	13番	米内山		隆	博	君
1	4番	沼	尾	幸	_	君	15番	久得	田	正	_	君

5. 欠席農業委員(1名)

4番 岡山敬一君

6. 出席農地利用最適化推進委員(5名)

栄 沼 鶴ケ崎 勝 也 君 徳万才 佐々木 祐 輔 君旭 笹 倉 隆 悦 君 表 町 山 田 昭 二 君千 曳 藤 井 久 君

7. 欠席農地利用最適化推進委員(0名)

#### 8. 会議に付した案件

報告第28号 農地の転用事実に関する照会について

報告第29号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

議案第29号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第30号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見につ

いて

議案第31号 東北町農用地利用集積計画の決定について

#### 9. 議事録署名委員

13番 米内山隆博君 14番 沼尾幸一君

#### 10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

参 事·事 務 局 長 蛯 澤 博 幸 事 務 局 主 査 荒 木 浩 美

#### 11. 書記

事務局副参事 河島徳悦

#### ----- 開会 午後1時30分 ------

(全員起立で挨拶を行う。)

事務局長

総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。

(蛯澤博幸

ご起立願います。

君)

「こんにちは」

着席願います。

それではただいまから、12月7日に招集通知しました、第9回 東北町農業委員会総会を開催致します。

本総会の出席委員は、14名で、定足数に達しておりますので 総会は成立致しました。

尚、農地利用最適化推進委員5名の出席があります。

それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

#### (会長挨拶省略)

事務局長 ありがとうございました。

君)

(蛯澤博幸 それでは、東北町農業委員会、会議規則第5条により、会長は 会議の議長となり、議事を整理することになっていますので、会 長より議事進行をお願いします。

会 長 (乙部繁作 君)

それでは、しばらくの間、議長を務めさせて頂きます。

(開議)

議 長 これより、本日の会議を開きます。

(乙部繁作

君)

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

総会の提出案件は、報告2件、議案3件であります。

充分なるご審議をお願いします。

それでは、議事に入ります。

(議事録署名者の指名・書記の任命)

日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、を議題 長 (乙部繁作 とします。

君)

お諮りします。

議長の私から指名する事に、ご異議ありませんか。

(異議なしのとき)

議長異議なしと認めます。

(乙部繁作 したがって、議長において指名する事に決定しました。

君)

議事録署名者には、13番 米内山 隆博 委員、14番 沼尾 幸一 委員を指名致します。

なお、書記には、河島副参事を任命致します。

(会期の決定)

議長 日程第2 会期の決定について、を議題とします。

(乙部繁作 総会の会期は、本日1日とする事に、ご異議ありませんか。

君)

(異議なしのとき)

議長 異議なしと認め、総会の会期は、本日1日とする事に決定しまし (乙部繁作 た。

君)

議 長 日程第3 報告第28号 農地の転用事実に関する照会につい (乙部繁作 て、を議題とします。

君) 事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 1ページをお開き下さい。

(蛯澤博幸 報告第28号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方 君) 法務局十和田支局から別紙十地の現況について照会があったの

で、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告 するものです。尚、現地確認は、12月1日、農業委員及び農地 利用最適化推移委員2名(木村 豊三郎 委員 及び 山田 昭 二 推進委員)と事務局職員2名により遅滞なく現地調査を行い 現況が農地であるか否かを確認しています。

(蛯濹博幸

事 務 局 長 2ページをお開き下さい。

君) 受付番号33番から39番、7件について説明致します。

> (事務局 受付番号33番から39番 7件朗読説明省略) 以上、7件です。

議 長 君)

ただいま、事務局より報告第28号の朗読及び説明がありました。 (乙部繁作 ご質疑等ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 (乙部繁作 君)

質疑なしと認め、報告第28号は原案のとおり報告済と致します。

議長 日程第4 報告第29号 農地法第3条の3第1項の規定による (乙部繁作 届出書の受理について、を議題とします。

君) 事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長

4ページをお開き下さい。

君)

(蛯澤博幸 報告第29号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受 理について、この事について、別紙のとおり農地法第3条の3第 1項の規定による届出書を受理したので報告するものです。

5ページをお願いします。

(事務局 49番から59番 11件朗読説明省略) 以上、11件です。

議 長 (乙部繁作

只今、事務局より報告の朗読及び説明がありましたが、ご質疑あ りませんか。

君)

委員(蛯名 動君)

53番、59番について質問します。「ここは不耕作の為、地目変更の 指導済み。」となっていますが、この頃法務局照会で上っているのが結 構増えています。農業委員会は本来農地を守る事が大前提にあるという 事何ですけども簡単に農地転用を進めているような、しかも農業委員会 に関わらないで法務局に届け出て我々が現地に赴いて確認する事が増

#### 委員(蛯名 勲君)

えている。私はある場所で土地改良区の人から言われました。法務局で申請をし、登記して地目変更を雑種地として、雑種地の登記証を持って改良区に来た。除外申請に行ったのですが、本来であれば改良区の承諾を得て地目変更申請するのが今までのやり方ですけども、改良区はいらないのかと言われました。田んぼですので上北地区については幹線水路等色んな計画があり、あちらこちらでそういう事があれば困るとの事で、耕作出来ないのならば貸すという方法もあるだろうと、改良区で紹介しても良いお話を伺いました。農業委員会は農地を守る事が大前提ですのできちんと委員会に掛けて地目変更申請の指導をするようにして頂きたい。簡単に法務局に申請手続きをしているのではないかと指摘されましたので農地に関しては、農業委員会で審査して変更して地目変更する手続きをしてほしいと思います。以上です。

# 事務局長(蛯澤博幸君)

はい、53番の方は県外在住、59番の方は町内在住です。代理人を通 して上がってきており、耕作状況を記す欄が空欄の為、確認させて頂き ましたが自ら耕作や貸しているではなく作付けしていない旨の回答で した。事務局でも今ある航空写真等で確認しました。状況を鑑みても確 かに重機を入れるとどの様な土地でも農地に復元出来ますが、その辺の 所を見極めながらですね、農地として使用しない、何年も耕作しないで 荒れ放題だという事であれば、荒廃農地を無くするという意味からも地 目変更をしたらどうですか。というようなお願いというか指導という事 をしています。確かに蛯名委員が仰るとおり、農業委員会は農地を守る のが1番の目的だという事で、田んぼ等に関しても事務局へ「どうしま しょうか、どうしたらいいですかね。」と相談があれば、この土地は土 地改良区さんが絡んでいるので、必ず土地改良区さんと水利料等の関係 もあるので十分協議して下さい。と、それから進めて下さい。と、お話 はさせて貰っています。また、土地所有者が自ら法務局に出向く、代理 人等へ委任して地目変更の申請を行うと、我々も止める事は不可になり ます。法務局へ上げてしまいますと、月1回の現地調査で、現地を農地 か否かを確認するというような形になります。何かしらの相談があれば 必ずそのような、土地改良区さんが絡んでいる部分は十分協議して下さ い。という事は指導しています。今後ですね、農地を減らさないように 出来るだけ耕作して貰えるように貸してもいいよ、というような事も含 めてですね、指導していきたいなと思っています。

## 委員(蛯名 勲君)

関連として、特に田んぼに関してですが、実際に木が在る所を自力で盛って開田して借りている人もいます。推進委員への相談指導も必要かと思います。現に鶴ケ崎推進委員もいますけども、離れた場所の減反した

委員(蛯名 動君)

田んぼを自力で起こして耕作している事例もありますので、そういう 方々に提供して貸す、借りるような指導を含めて働きかけて貰いたい。 法務局照会が多く気になりましたので連携をとって指導をお願いしま す。

議 長 要望という事でよろしいですね。

(乙部繁作

君)

委員(蛯名 はい。

勲君)

議長はい、わかりました。

(乙部繁作 そのほか、質疑はありませんか。

君)

(質疑なしのとき)

議 長 質疑なしと認め、報告第29号は原案のとおり報告済と致します。

(乙部繁作

君)

君)

議 長 日程第5 議案第29号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委

(乙部繁作 員会の許可について、を議題とします。

君) 事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 8ページをお願いします。

(蛯澤博幸 議案第29号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可

について、農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり、許

可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

9ページをお願いします。

所有権移転(7件)について説明致します。

(事務局 受付番54番から60番 7件朗読説明省略)

議 長 只今、事務局より、所有権移転7件の朗読及び説明がありましたが、ご

(乙部繁作 質疑等ありませんか。

君)

#### (質疑なしのとき)

議 長 異議なしと認め、議案第29号は、原案のとおり許可する事に決定しま (乙部繁作 した。

君)

議 長 日程第6 議案第30号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転 (乙部繁作 用許可に係る意見について、を議題とします。

君) 事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 13ページをお願いします。

ます。

(蛯澤博幸 議案30号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る 君) 意見について、農地法施行令第7条第1項の規定により、別紙のとおり 許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める もので、受付番号7番及び8番2件について、現地調査が行われており

14ページをお願いします。

尚、申請箇所の位置等は 15ページのとおりです。 (事務局 受付番号7番から8番 2件朗読説明省略) 以上です。

議 長 ただいま、事務局より、説明が終わりました。

(乙部繁作 これには、現地調査が行われていますので、木村 豊三郎 委員より現 君) 地調査の報告をお願いします。

委員(木村 議案第30号の現地調査の報告を致します。

豊三郎君) 14ページ、7番及び8番の賃借借設定の申請地は、12月1日に 山田昭二農地利用最適化推進委員及び事務局と現地に行き、申請者立会いのもと、現地調査を行いました。

申請地は、東北町役場分庁舎より、東へ約8.0kmの距離にあり、舟ヶ沢集落の北側に位置し、町道舟ヶ沢・浜台線に隣接した地域です。転用の目的は、砂利採取の為の一時転用です。現況においては、境界が明確であり、また、砂利の採取計画の施行にあたっては、隣接地の崩壊などを防止するため、掘削区域までの一定の距離を隔てた保安距離を設けるとともに防護柵等を設置し、砂利採取時に発生する汚濁水については掘削地に貯め浄化し、適当な日数間滞留させ、適切な水質の水を法定外水路に排出する措置を講ずるなど、周辺に被害の及ぼす影響は無いもの

委員 (木村 と判断されます。更には、事業完了後速やかに農地に復元する誓約書が 豊三郎君) なされていることから、許可相当と判断してまいりました。 以上です。

議 長 ご苦労様でした。

(乙部繁作

君) ただいま5番 木村 豊三郎 委員より現地調査の報告が終わりました。

本案について、ご質疑等ございませんか。

(異議なしのとき)

議 長 異議なしと認め、議案第30号は、原案のとおり許可することに決定し (乙部繁作 許可相当として、県知事に意見を送付致します。 君)

議 長 日程第7 議案第31号 東北町農用地利用集積計画の決定について (乙部繁作 を議題とします。

君) 事務局より事案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 16ページをお願いします。

(蛯澤博幸 議案第31号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北町長か お、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知がありました ので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員 会の決定を求めるものであります。

17ページをお願いします。

農用地利用集積計画の承認について、町長から農業委員会へのお願いの文書であります。

18ページをお願いします。

最初に農業経営基盤強化促進法による利用権の設定各筆明細書賃貸借受付番号 13番、1件について説明致します。

尚、賃貸借・使用貸借・所有権移転の所有権移転は、農地中間管理事業による為、利用権の設定を受ける者は、公益社団法人あおもり農林業支援センター、でありますので、氏名、住所については、省略させて頂きます。

#### (事務局 受付番号13番 1件朗読説明省略)

事務局長 19ページをお願いします。

(蛯澤博幸 次に、使用貸借について、受付番号49番から58番、10件について 君) 説明致します。

(事務局 受付番号 49番から58番 10件朗読説明省略)

23ページをお願いします。

次に、所有権の移転について、受付番号17番から19番、3件について説明致します。

(事務局 受付番号 17番から19番 3件朗読説明省略)

議 長 ただいま、事務局より説明が終わりました。

(乙部繁作 本案について、ご質疑等ありませんか。

君)

(異議なしのとき)

議 長 異議なしと認め、議案第31号は、原案のとおり承認することに決定し (乙部繁作 ました。

君)

以上で、本日の日程は、全部終了致しました。 第9回東北町農業委員会総会を閉会致します。

------ 閉会 午後 2 時 1 9 分 ·-----